

マイナ保険証への移行に伴う質疑応答集（第1版）

【マイナ保険証について】

Q 1 マイナ保険証とは何ですか。

A マイナ保険証とは、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードのことです。

Q 2 マイナンバーカードを健康保険証として利用するにはどうしたらいいですか。

A マイナポータル上でマイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行うことで、利用できます。また、セブン銀行ATM、医療機関・薬局のカードリーダーからも利用登録が可能です。登録方法の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

Q 3 マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録は義務ですか。

A マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録は、個人の申請・登録に基づくものであり、義務ではありません。

Q 4 マイナ保険証にはどのようなメリットがありますか。

A マイナ保険証を利用することで「初めて受診する医療機関でも、普段飲んでお薬の履歴や受けている治療の情報を医師・薬剤師と共有できる」「限度額適用認定証がなくても高額療養費の限度額を超える支払が免除される」などのメリットがあります。メリットの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

Q 5 自身の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法はありますか。

A お手持ちのPCやスマートフォンで「マイナポータル」にログインすることでご確認いただけます。

なお、マイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で健康保険証情報を確認できます。

- ・ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認
- ・市区町村が用意している端末※にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認

※端末の設置状況は市区町村によって異なります。

Q 6 マイナンバーカードを健康保険証として利用できなかったのですが、どうすればいいですか。

A 一部の例外を除いて、全ての医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーを設置し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることが義務化されています。そのため医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。（デジタル庁から厚生労働省に情報を提供し、厚生労働省において事実関係の確認を実施します。）

Q 7 マイナ保険証を保有しています。住所や氏名の変更をしましたが、共済組合への届出は必要ですか。

A マイナ保険証の保有の有無によらず、令和6年12月2日以降も住所や氏名変更の届出は必要です。氏名変更をされる方が組合員証等を保有している場合は、これまでと同じく届出の際に組合員証等を返却してください。

（令和7年12月2日以降は組合員証等の返却は不要です。）

なお、マイナ保険証を保有していない方には、氏名変更後の資格確認書を発行します。

※令和6年12月2日以降は、組合員証等の交付は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、新規資格取得者への組合員証等の発行だけではなく、組合員証等を紛失・破損された場合や氏名変更が生じた場合であっても、再交付は行いません。

Q 8 マイナ保険証を保有しています。組合員証等を破損・紛失したり、盗難に遭ったりした場合は、共済組合への届出が必要ですか。

A マイナ保険証を保有している場合は、共済組合への届出は不要です。マイナ保険証をご利用ください。（紛失や盗難の場合は、警察への届出が必要です。）

なお、そのような方が令和7年12月1日までに資格喪失をする場合は、喪失の際に提出いただく申告書に組合員証等を紛失等した旨を記載してください。

Q 9 マイナ保険証の利用登録を解除したいのですがどうすればいいですか。

A 解除を希望される場合は当組合（ご加入の医療保険の保険者）へお申し出いただくことになります。申請方法等の詳細は、追って案内します。

【資格情報のお知らせについて】

Q10 資格情報のお知らせとは何ですか。

A 資格情報のお知らせとは、組合員証等の廃止後に、安心してマイナ保険証が利用できるようになることを目的としてお届けしたものです。資格情報のお知らせには、共済組合の組合員又は被扶養者の資格情報とマイナンバーの下4桁を記載しています。医療機関等でマイナ保険証が使えない場合や、共済組合の組合員又は被扶養者であることを確認する際に必要になります。

なお、資格情報のお知らせのみで医療機関を受診することはできません。

【資格情報通知書について】

Q11 資格情報通知書とは何ですか。

A 資格情報通知書とは、資格情報のお知らせの名称が変更されたもので、A4様式となります。ただし、資格情報通知書にはマイナンバーの下4桁の記載がない点が、資格情報のお知らせとは異なります。

組合員証等の廃止後に資格取得する場合は、組合員等が自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、資格確認書交付対象者にも交付します。

なお、マイナ保険証による受診が可能となるのは、資格情報通知書が届いてからになります。

Q12 資格情報通知書を破損・紛失した場合、再交付はしてもらえますか。

A 資格情報通知書の破損・紛失による再交付申請があった場合は、再交付をします。ただし、マイナポータルにより自身の資格情報を確認することができる方については、再交付をしません。申請方法等の詳細は、追って案内します。

【資格確認書について】

Q13 資格確認書とは何ですか。

A 資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない方に交付される、氏名、性別、生年月日、被保険者記号・番号・枝番、保険者番号、保険者名、資格取得日、交付年月日、有効期限等が記載されたもので、この「資格確認書」を医療機関等で提示することで、現行の保険証と同様に医療を受けることができます。発行される事由によって、プラスチック製のカードの場合とA4様式の場合があります。

Q14 マイナ保険証の利用登録をしていません。現行の組合員証等は令和7年12月1日までしか使用できないとのことですが、その後、組合員証等に代わるものを発行してもらえますか。

A 令和7年12月1日まで有効な組合員証等をお持ちの方のうち、マイナ保険証を保有していない方には、現行の組合員証等の有効期限内に「資格確認書」を職権で交付します。交付時期につきましては、決まり次第ご案内します。

なお、資格確認書の有効期限は、令和11年11月30日までとなります。

Q15 資格確認書（カード）はどのような人に交付されますか。

A 資格確認書（カード）は、次の方に交付されます。

なお、組合員証等を保有している方は、令和7年12月1日までは組合員証等が使用できますので、当分の間、資格確認書は交付しません（Q14参照）。

ア…マイナンバーカードを取得していない人

イ…マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない人

ウ…マイナ保険証の利用登録を解除した人、マイナンバーカードを返納した人

エ…マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの人

オ…要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者）

※ア、イ、ウは、共済組合が職権で資格確認書（カード）を発行します。

※エについては、電子証明書の有効期限が切れた後、3か月を経過するまではマイナ保険証として医療機関等における資格確認の際に引き続き利用が可能であることから、職権による資格確認書の交付は3か月を経過するタイミングとなります。なお、有効期限が切れた後、マイナ保険証の継続利用の意向がないなどの理由により、資格確認書の交付申請があった場合には、3か月の経過を待たずに交付します。

※オについては申請が必要となりますが、申請方法等の詳細は追って案内します。

Q16 資格確認書の交付対象者となる要配慮者（Q15参照）に、詳細な基準はありますか。

A 医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、様々な困難を抱える方が想定されるため、一律の基準を定めるのは困難であることから、個々の事情を勘案し共

済組合において該当の有無を判断します。

Q17 資格確認書（A4様式）は、どのような人に交付されますか。

A 共済組合への資格取得届等の提出から一定の日数以上経過してもデータ登録が完了しないと見込まれる場合又は完了できなかった場合は、有効期限が1か月以下の資格確認書（A4様式）を交付します。

また、上記以外で一定の期間資格確認書が必要な場合も、資格確認書（A4様式）を交付します。なお、有効期限を過ぎた資格確認書の返却は不要ですが、個人情報を含むものであることから、本人において破棄をお願いします。

Q18 資格確認書（カード）が欲しいのですが、どうすればいいですか。

A 組合員証を保有している方は、令和7年12月1日までは組合員証が使用できますので、資格確認書は交付できません。

令和7年12月1日まで有効な組合員証等をお持ちの方のうち、マイナ保険証を保有していない方には、組合員証等の有効期限内に「資格確認書」を職権で交付します。交付時期につきましては、決まり次第ご案内します。

なお、資格確認書の有効期限は、令和11年11月30日までとなります。

令和6年12月2日以降の資格確認書交付対象者については、Q15をご覧ください。

Q19 マイナ保険証を利用登録していますが、マイナ保険証を利用するつもりがないので、資格確認書を交付してもらえますか。

A マイナ保険証を保有しており、医療機関等でオンラインによる資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。

Q20 マイナ保険証を利用登録していますが、念のため資格確認書を持っておきたいのですが、資格確認書を交付してもらえますか。

A 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、念のために資格確認書を持っておきたいという理由で交付することはできません。

Q19のケースにも言えることですが、マイナ保険証の利用登録をした方が、資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録を解除していただくことが必要です。

Q21 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れたので、資格確認書を交付してもらえますか。

A 期限切れ後3か月間はマイナ保険証として引き続き利用可能です。なお、有効期限が切れた後、継続利用の意向がないなどの理由によって、資格確認書の交付を申請していただくことは可能です（Q15参照）。

Q22 資格確認書を破損・紛失した場合、再交付はしてもらえますか。

A 資格確認書の破損・紛失による再交付申請があった場合は、再交付をします。なお、申請者がマイナ保険証を保有している場合は、再交付をしません。申請方法等の詳細は、追って案内します。

Q23 マイナンバーカードを紛失しました。再交付までの間に病院にかかりたいのですが、どうすればいいですか。

A マイナンバーカードを再取得するまでの間、資格確認書を発行可能ですので、申請を行ってください。申請方法等の詳細は、追って案内します。
なお、資格確認書は、マイナンバーカードを再取得するまでの期間を考慮した有効期限のあるものになります。

【現行の組合員証等について】

Q24 令和6年12月1日までに発行された組合員証等を持っていますが、令和6年12月2日以降は組合員証等を医療機関等で使用できなくなりますか。

A 令和6年12月1日までに発行された組合員証等は、経過措置として令和7年12月1日までは今までどおりお使いいただけます。

Q25 令和6年12月2日以降に氏名変更をした場合や組合員証等を破損・紛失した場合、組合員証等は再発行されますか。

A 令和6年12月2日以降は、現在組合員証等をお持ちの方であっても組合員証等の再発行はできません。マイナ保険証をご利用ください。
なお、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書を発行します。（Q7参照）

Q26 現行の組合員証等は令和7年12月1日までは有効とのことですが、組合員証等を保有している方が資格を喪失した場合、組合員証等を共済組合に返却する必要はありますか。

A 令和7年12月1日までは従前と同じ取扱いとなるため、組合員証等の返却が必要です。なお、令和7年12月2日以後に喪失された場合、返却は不要で

す。

【その他の証について】

Q27 マイナ保険証を保有している方でも、従前どおり限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の申請は必要ですか。

A マイナ保険証の利用者は、限度額適用認定証（紙様式）の交付を受けなくても、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるため、申請の必要はありません。

なお、組合員が低所得者※に該当する場合は、マイナ保険証の利用者であっても正しい限度額が適用されませんので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。

※低所得者とは

70歳未満…前年度非課税かつ療養のあった月の標準報酬月額が53万円未満の
70歳以上…前年度非課税かつ高齢受給者証の負担割合が2割以下の方

Q28 マイナ保険証を保有していますが、従前どおり特定疾病療養受療証の申請は必要ですか。

A 必要です。「特定疾病療養受療証交付申請書」を当組合へ提出してください。

Q29 令和6年12月2日以降、高齢受給者証の取扱いに変更はありますか。

A 現行の取扱いから変更はありませんので、組合員又は被扶養者が70歳以上74歳未満の場合は、本人の申請によらず交付します。

【その他】

Q30 被扶養者が就職等で社会保険に加入したことで、取消の申告書を提出する場合、書類は何を添付することになりますか。

A 令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなりますので、資格情報通知書のコピー、マイナポータルの資格情報の画面を印刷したもの、資格確認書のコピー(いずれも氏名、生年月日、資格取得日、本人家族の別、保険者名が分かるもの)のいずれかを添付してください。

なお、マイナポータルの資格情報は、マイナポータルにログイン→証明書→健康保険証→資格情報から、ご確認いただけます。